

令和3年 神奈川県議会 防災警察常任委員会にて質疑いたしました。

小野寺

先ほど、くらし安全防災局副局長の御答弁の中に、今回のまん延防止等重点措置の対象施策で、酒類の提供自粛を追加することは国で決めたという事情がありました。これはもちろん、先ほど来出ているように、改正特別措置法上の要請と私も認識していますが、この内容は厚生労働大臣告示で行い、4月23日にこの法律の施行令が出されたと承知しています。神奈川、千葉、埼玉の3県の知事がまん延防止等重点措置の下での酒類提供自粛を求めたことによって、政府が決めたと理解してよろしいですか。

くらし安全防災局副局長兼総務室長

3県の知事で緊急事態措置に準ずる強い措置ができるようにという要望をさせていただきました。これが一つの契機だったと理解しています。ただ、今回の告示そのものは、法第45条にも係る部分ですので、3県からの要望を受け、国が総合的に判断し、措置したものと理解しています。

小野寺

3県の知事の強い要望がきっかけとなったと確認させていただきました。

先ほど来出ていますが、当然、酒類の提供によって営業を成り立たせているお店も数多くあるわけですが、そういうお店にとっては事実上の休業要請に近いものだと思います。まん延防止等重点措置で休業要請は可能なのでしょうか。

くらし安全防災局企画調整担当課長

特措法の31条の6にあるまん延防止等重点措置について、休業要請は法律には入っていません。時短要請、その他感染防止に必要な対策となっています。

小野寺

そうすると、休業要請には近いお願いですが、法的には休業要請はまん延防止等重点措置の中には入っていないと認識してよろしいですか。

くらし安全防災局企画調整担当課長

そのとおりです。

小野寺

実際、そうした店舗にとってはほとんど休業を強要されているような形になっていますから、法律の下でぎりぎりここまで行ってよいのかは、私もまだ腑に落ちていないところがあります。

今日の知事の提案説明の中でも、神奈川県が少しでも措置が甘いとなると東京都から人が流れてくるというニュアンスがあり、先ほどの質疑のやり取りの中でもそうした要素があったのですが、そうした地域というのはかなり限定的だと私自身は思うのです。それにもかかわらず、まん延防止等重点措置の対象となる全ての市に酒類の提供を停止させるのは、なぜなのでしょう。

危機管理防災課長

まん延防止等重点措置に指定した区域は、感染が広がっていて、今では前回指定した相模原市を上回るような状況になっています。感染拡大の兆候を捉えて、酒類の提供停止も含めた重点的な強い措置を措置区域に適用するものです。

小野寺

それは、その地域の自治体の感染状況で判断されることでしょうか。東京都で厳しい緊急事態宣言が発令され、厳しい措置が取られている東京都に比べ、どうしても甘いと見られてしまう神奈川県に流れてきてしまうことも理由になっているということは間違いないのでしょうか。

危機管理防災課長

東京都では緊急事態宣言によって酒類が提供停止になっています。その状況において、従来、停止の項目がなかった状態では、大量に県に人が流れ込んでくるのが想定されましたので、3県で協議の上、酒類の提供の停止が付け加えられた形になっています。

くらし安全防災局企画調整担当課長

現在に至る今回のまん延防止等重点措置の流れについては、まず、東京都で緊急事態宣言を発する動きがあることをつかんで対策本部会議を開くことを決定したときに、まん延防止等重点措置区域を今のままか、それとも拡大する必要があるのかを議論しました。その中で、各市町村、各地区の感染状況を確認した結果、6つの市を追加しようということになりました。

追加した措置区域の中でどのような対処をすべきかについて、東京都からの人の流れは、特にゴールデンウィーク中は警戒する必要があるということで、東京都の措置の状況と、本県の措置の状況との整合性を取るために、措置区域では酒類の提供停止を行うという順番で決定したという流れです。東京都と一緒にたにセットで措置するというのではなく、また、区域を拡大して、その区域内で対応にそごが出ると、どこかで線が引かれてしまい、それはそれで混乱が生じますので、措置区域内では同じような措置を適用するというので、今に至っているという理解です。

小野寺

今の御説明だと、少々乱暴な言い方なのですが、多少、大ざっぱになることもやむを得ないというニュアンスであるように思うのです。例えば、先ほどから話が出ている東京都から川崎市に来る、または今日の新聞に載っていましたが、東京都の赤羽から川口市に行くなど、都県境を越えてお酒を飲みに行ってしまうという現象も確かに起きていると思うのです。

特定の地域を挙げて恐縮ですが、例えば、東京都内でお酒が飲めなかった人が鎌倉市まで流れてきて飲むものでしょうか。

危機管理防災課長

鎌倉市の場合は、感染状況が厳しいことが区域指定の主な理由になります。お酒を飲みに来る人が多いからかということ、それは違うのではないかと思います。

小野寺

ただ、今回、座間市など県央地域にしても、人が流れてくる可能性が一つの

大きな理由になっていると知事もおっしゃっていましたから、その理由だと、理由づけとして厳しい、難しい地域もあるのかと思ったものですから聞きました。

心配しているのは、そもそもの決まりが、なし崩し的に、規則や規制の建て増しのように増えていくことが、私はまずいのではないかと思っているものですから、こういう問いかけをしているのです。今後、まん延防止等重点措置について、本県もこれから緊急事態宣言になっていくのかは分かりませんが、まん延防止等重点措置を講じる場合、該当する地域には、酒類の提供停止、自粛を求めていくことになるのでしょうか。

くらし安全防災局副局長兼総務室長

法令に位置づいたということでは、まん延防止等重点措置が適用されれば実施し得るという考えになろうかと思えます。ただ、今回の基本的対処方針の中では、緊急事態措置の実施期間において、まん延防止等重点措置区域においては酒類の提供を抑えることが示されていますので、今回はそうした事情を勘案した上での措置になっていると理解しています。

小野寺

例えば、東京都に緊急事態宣言が発令されているときに、隣接した自治体である本県でまん延防止等重点措置が講じられた場合に、酒類の提供を自粛、停止することになるということですか。

くらし安全防災局副局長兼総務室長

国がそのときの感染状況を踏まえて、基本的には基本的対処方針で大枠を示す仕組みがあります。その中で示されてくると思えます。ただ、法令に位置づいたということでは、まん延防止等重点措置が適用された場合の選択肢が広まっている現状にあるということですか。

小野寺

前回の常任委員会で、私は1都3県の連携ということをお話しさせていただいたのです。無理に足並みをそろえる必要はないが、できるだけ混乱を生じさせないように1都3県がしっかりと連携していくべきだという議論をした記憶があるのです。今回、東京都が緊急事態宣言下となり、本県にもかなり余波が来るということがあります。先ほど、数値的には、感染状況のステージから言って、本県が緊急事態宣言に該当しないという理由は様々お聞きしました。ただ、そういった実際でも、緊急事態宣言にかなり近い営業制限などを加えるわけですから、むしろ神奈川、千葉、埼玉の3県を緊急事態宣言に切り替えた上で、こうした強い営業制限などを加えるべきではないか、そのほうが事業者の理解や協力を得やすいと思うのですが、その辺りはどのようにお考えですか。率直にお聞かせください。

危機管理防災課長

緊急事態宣言の場合は、県下全域を指定することになります。また、経済などの影響が非常に大きく、ここは慎重な判断が必要かと考えています。今は3県とも一部の地域を指定するまん延防止等重点措置にて進めていますが、どの県もいろいろな地域がありますので、ステージ4に至っていない状態で、全県一律に緊急事態宣言適用することは、慎重に判断すべきではないかと考えてい

ます。

小野寺

全県適用になるのか、一部の地域を指定するのかという要素も確かに大きいので、今の御答弁は一定の理解はしています。先ほどのお話だと、例えば、夜間、酒類を提供する飲食店だけではなく、特に、昼間営業しているデパートなどが東京都内でどんどん休業したら、当然、川崎市、横浜市に人が流れてくるのは自明です。本来であればそういうところにも営業自粛などをお願いしないと、本当に人流を止めることにはならないのではないかと思います。その辺りはどうですか。

危機管理防災課長

現在、そのような大規模な集客施設の場合、今までは店内への入店制限を設けていましたが、さらに付け加えて施設の人員の整理、施設内外の整理も追加して要請しています。それらによって密を避けるような取組を進めていければと考えています。

小野寺

確認ですが、先ほどの議論では、新しく措置区域になる6市の市長には、副知事から事前にお知らせ、打診したというお話がありました。それ以外の市町の首長には特にそういう話はしていなかったという話ですが、今回、既に措置区域の対象となっていた政令3市の市長には、例えば、これから酒類の提供の停止など、強い措置をお願いすることになりますというようなお話はされましたか。

危機管理防災課長

既に指定していた政令3市は、いろいろなレベルでのやり取りは続いています。

くらし安全防災局副局長兼総務室長

政令3市には、局長から情報提供をしっかりとさせていただいています。

小野寺

では、私のところに入ってきた、ある市長が全然聞いていなかったということは、それはガセなのか、もう一回確認します。

くらし安全防災局長

まず、酒類の提供禁止については、事務レベルでは私から担当には連絡していました。それが上層部に入っていたかどうかは別としましても、当時の環境を振り返りますと、基本的対処方針を直すということは政府の分科会に諮るということです。国からはもし3県が要望するのであれば、それに間に合うように要望しないと意味がないというアドバイスも実務レベルでいただきましたので、3県の知事が要望書を作って、それを木曜日の5時までに送れば、国として翌日の政府分科会の対処方針に、酒類の提供禁止がまん延防止等重点措置でできるような検討をするということであり、短い間に3県知事等、実務レベルで協議をして取りまとめた結果、ウェブ会議の中で一部政令市の市長からは、情報提供について、しっかりと事前に教えていただきたいというような御意見がありました。その際知事は、何分、今回の酒類提供の禁止については、極めて短い時間の中で、国から制限時間を設けられる中、3県で検討させてもらっ

たので、情報提供が遅れたことに対しては申し訳ないという回答をした場面がありました。

小野寺

先ほど見せていただいた数字を見ても、政令3市に多くの飲食店が集中しているわけですから、そこは丁寧に進めていただきたかったということが私の偽らざる気持ちです。今後も、そういったことがありましたら、時間がないのは分かりますし、忙しい中で行っていらっしゃるのは分かるけれども、そのような肝はしっかり押さえていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、国で定めたまん延防止等重点措置のルールをなし崩し的に変更していくことは、あまり好ましくないと言うのは、ルールに対する県民の信頼を損ねてしまってはならないと思うからです。県民の皆様の協力があって初めて功を奏するものだと思いますので、事業者の混乱や反発を不要に招くことにならないようにお気をつけいただくことをお願いしたいと思います。

先ほど、飲食店等感染予防対策推進事業の議論もありました。私が前回の委員会での質疑や意見発表で、進捗によってはエリア、店舗等を重点化していく必要もあるのではないかと申し上げました。そのときには、店舗は全部回るのだから何を言っているのだというような感じの反応でした。状況がこうなってみると、必要なところを重点化しながら、限られた人的資源、時間の中でより効果が出るような訪問事業にしてもらわないといけないと思います。

また、研修を受けた人だけがしっかり対応に当たるということですが、例えば、研修を受けたという印、バッジのようなものはないのですか。

危機管理防災課長

特にバッジ等は用意していませんが、しっかり研修を受けてもらっています。

小野寺

その人がどのような立場で回ってきているのか、何か一つ印がついていれば、現場でも多少はスムーズに行くのではないかと思います。

先ほど、これからスケジュールを組み直さなければいけないような状況になっているとお聞きしましたが、最初に算定根拠としていた1件当たりの時間などは崩れつつあるわけですから、実現可能な算定根拠の基に、今後の計画を作っていただきたいと思います。終わります。